

令和５年度 第３回兵庫県環境審議会自然環境部会 会議録

日 時 令和６年３月１１日（月）
午後 １時 ３０分開会
午後 ３時 ００分閉会

場 所 ラッセホール５Ｆ ハイビスカス

議 題 議事 「生物多様性ひょうご戦略」の改定について

出席者	会 長	中瀬 勲			
	部 会 長	高橋 晃			
	委 員	太田 英利	委 員	竹尾 ともえ	
	委 員	谷口 日出二	委 員	角田 昌二郎	
	委 員	三橋 弘宗	委 員	與語 信也	
	特別委員	山田 裕司			

欠 席 者 委 員 辻 三奈
特別委員 突々 淳

説明のために出席した者の職氏名

環 境 部 長	菅 範昭	環境部次長	福山 雅章
自然鳥獣共生課長	森田 直子	自然鳥獣共生課副課長	藤田 裕一郎
その他関係職員			

会議の概要

開会（午後 １時 ３０分）

議事に先立ち、菅環境部長から挨拶がなされた。

議事

「生物多様性ひょうご戦略」の改定について

事務局から資料説明の後、以下のとおり質疑があった。

（太田委員）

戦略の見直しの方向性について、30by30 などの新たな視点を反映とあるが、国際条約で目標が掲げられ、達成に向けては国の国家戦略で盛込むとなっていると思うが、国が取組むものとは別に県も取組むというもののなのか。

（事務局）

国の 30by30 の推進にあたり、全国で自然共生サイトという地域における各団体などの主体が自発的に自然環境を守っている地域を積み上げていき、30%以上の陸域・海域を守っていこうという方針が掲げられている。

県としても、自然共生サイトについては、県内の登録を進めていく必要があると考えている。また、自然共生サイトに限らず、県内の様々な団体が、自然共生や生態系の保全に向けて頑張っているのも、そういった活動の後押しをしないといけな

いという意味を込めて、30by30 の推進という言葉に集約をしたものである。

(太田委員)

30by30 は具体的な数字目標が挙げられていると思うが、兵庫県の自然共生サイトなどの面積を積み上げていったら、全国で保全地域が 30%以上になるという形を目指しているのか。

(事務局)

兵庫県は日本の縮図と呼ばれるように、現状、陸域に関しては、国の全体の保護地域の面積と、県内の面積の割合は同程度である。30by30 を推進していく中で、結果として、県内の保護面積で 30%以上を達成できたらいいいことだが、県としては、30by30 の理念を取り込んで、シンボリックなものとして進めていければと考えている。

(太田委員)

4 ページの目指す姿については、現行と記載しているものを案のものに書き換えるという意味か。

(事務局)

現行戦略で掲げている目指す姿を次期戦略においても継承する案もあるが、現在審議中の次期県環境基本計画の自然共生分野において、目指す姿というものが提示されており、環境基本計画と生物多様性戦略で別の目指す姿とするのはどうかという議論もある。

生物多様性と自然共生では、必ずしも全て合致するものではないと思うが、次期県環境基本計画の案は、現行の戦略の目指す姿も包括されていると思われるので、環境基本計画の案を採用したところである。もっとも、来年度も審議を進めていく中で、戦略の理念や目指す姿はご意見を受けて、適宜見直しさせていただければと考えている。

(太田委員)

個人的には、現行の目指す姿より、案の目指す姿の方が具体的でいいと考えている。

(山田委員)

現行の目指す姿では、社会や文化といった言葉が出てくるが、案では無くなっており、生物多様性とか自然環境の文言だけになっているが、何か意図があるものなのか。

(事務局)

文化的な内容を排除するといった意図はなく、第 1 回目の審議の際、県の自然環境を説明する中で、文化的な面も充実して記載した方がよいというご意見もあったため、自然が育む文化などは積極的に盛込んでいきたいと考えている。

(竹尾委員)

戦略の理念については、県民に対する合い言葉の意味合いも兼ねているのか。

(事務局)

県民へ呼びかける際のキャッチフレーズやかけ声の意味合いも込めた理念として考えていただければと思う。

(竹尾委員)

若者や企業にも分かりやすく、県民一人一人の行動変容に繋がる理念とするため、「私たちの手で人と自然が共生する兵庫を未来へ繋ぐ」など伝わりやすい理念にしてはどうか。

(事務局)

今回は現行の戦略の理念を仮置きさせていただいており、議論が進む中でいただいたご意見から事務局としてもいくつか案を提示していきたいと考えている。

(太田委員)

人と自然の博物館の来館者など、生物多様性に興味のある人と話していて感じることだが、生物多様性という言葉をきちんと理解していない人も結構な人数いて、外来種が入ってきても、生物の種類が増えるから良いことなのではないかと考えている人が多い。

県では、生物多様性という言葉の意味は広く知れ渡っていると考えているのかもしれないが、生物多様性について、正しい理解を図っていくという姿勢が必要ではないかと感じる。そのため、目指す姿などに、生物多様性保全に関する県民の意識が高まるという言葉より、生物多様性という言葉の正しい理解を図っていくという文言を入れてもいいのではないかと。

(事務局)

そういった視点を含めて手直しすることも必要だと考えられる。県民に対し、生物多様性という言葉の理解はまだまだ広がっていないと考えており、生物多様性という言葉自体もなじみが薄く、環境行政などに関わっていないと生物多様性という言葉に触れる機会さえもない方も多いと思っており、目指す姿の表現も工夫させていただけたらと思っている。

(太田委員)

オブザーバーでも構わないので、教育委員会関係の方も審議会に呼んでいただくことは可能か。

(事務局)

環境学習など教育委員会の分野なども関わってくるため検討する。

(中瀬会長)

6 ページの基本戦略Ⅰの「3 野生鳥獣の適正な管理」において、県は下層植生の回復にも力を入れている。被害防止も当然必要なことだが、下層植生の回復は森林そのものの回復にも繋がるため、生物多様性に関わってくる施策である。

また、基本戦略Ⅲの「3 生物多様性を支える仕組みの充実」の推進施策「2 市町における生物多様性の取組推進」とあるが、市町等としてほしい。多くの県立公園や民間企業が生物多様性地域戦略を策定している県は兵庫県だけだと思う。等として民間団体なども内包できるような記載にしてもらえればと思う。

(事務局)

下層植生に特化した記載とするのか、野生動物との共存に相応しい環境を目指すという書き方にするのかは検討させていただく。

市町等における生物多様性の取組推進については、民間の主体も取組んでいるというニュアンスを出せる記載とする方向で承知した。

(山田委員)

1点目として、現行の戦略において、生物多様性の象徴的な生き物であるイヌワシなどがあまり出てこない。イヌワシが以前兵庫県で多く生息していた理由として、皆伐地が多く、餌を取る環境が維持できていたという話があった。イヌワシに関するコラムなどを盛込んでみてはいかがか。

また、餌場を広げるために草原だけでなく、主伐を進めていかなければならないと思うため、主伐についても検討してもらえたらと思う。

2点目として、デリケートな話なので、他の委員の方にご意見をいただけたらと思うが、生物多様性にとって野焼きなどの燃やすということも大事なことで考えている。平成12年頃に野焼きが法律で禁止され、それ以降、野焼きは一切ネガティブなものになり、本来、農林業に伴うものは但し書きで認められているのに、それすらも違反だという風に社会では認識されている。ある市町での環境講演会の中で、あぜ焼きは環境に悪いと指摘されていたが、草原の維持など生物多様性にとってはいいい面もあるということを経路の中に盛込んでいってもらえたらと思っている。

(太田委員)

本来、山火事や野焼きは、日本の自然の中で草原植生を維持するため、自然のプロセスとして存在してきたと言われている。近年では、火が上がればすぐ消すということをやってきた結果、草原がなくなり、草原性のチョウや草原を作ってきた草本類、草原で狩りをしてきたと言われているイヌワシなどが減ってきたため、生物多様性や生態系が変容している一因となっていることは真実だと思う。

しかし、それを戦略で位置付けて、全て是としてしまうことは、人との共生という視点から難しいのではないか。野焼きや畦焼きが生物多様性という面から全てダメだということではないとは思ふ。

(中瀬会長)

淀川の鵜殿の葦焼きでも同じような話があり、高度成長期の頃、灰が飛んでくるからと周辺住民により反対された結果、葦の質が落ちた。近年どのように取組んでいるかという、葦を一旦刈り取ってから火をつけると灰が飛ばなくなった。伝統的な風景を守るため、工夫をしながら取組んでいるのが日本の実情である。今までどおりのやり方では難しいものは、どう工夫をするかが重要となってくると思う。

(山田委員)

竹林整備の後、積んでても中々腐らず、チップにするのもお金かかるなどの問題があり、この場合、燃やしたら一発で解決する。しかし、市町と話をしても違反だという話ばかりになってしまう。周辺住民への配慮は当然必要だと思うが、しっかり工夫をして行えば大丈夫だということを書くのはこの戦略しかないと考えており、書き方を工夫して載せてほしいと思う。ちなみに現行の戦略では、上山と砥峰の山焼きの記述が出ているだけだった。

(三橋委員)

野焼きについて、国立公園やその隣接地、河川敷地内等許可を得て実施している例はある。基本は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って制約を受けるが、その例外規定として生態系上の配慮があればできる。

また、先日閣議決定された、自然共生サイトの認定促進に関する法案などを活用し地域の合意を得てやるのであれば、法の枠内で実施しやすくなるのではないかと。戦略に書くとすれば、所定の手続きを踏んで対応することを進めるなどとするればよいと思う。砥峰高原など、野焼きは伝統的なものであり、手続きを踏めばできるということを明記したらいいと思う。

他のページへの意見については、侵略的外来生物について、例示されているものは、生命や財産、産業に大きな影響を及ぼすものが中心にあがっているが、例えばブラックバスやジャンボタニシなど、すぐに生命等に大きな影響を及ぼすものでもないものの、生態系に甚大な影響を及ぼす生物はあげておいた方がよいと思う。こういった戦略に書かれていないから一般に理解が広がらず、問題になっている外来生物もいる。

また、誰が駆除の主体になるのかという課題も解決していかなければいけない。全てを自然環境の部局で対応するということは不可能で、土地の管理者がやらないとできない。そのため、河川は河川管理者、農地であれば農地、水利施設の管理者など、もっと上位の計画でコンセンサスを得て、しっかり明言した方がよい。

外来アリについては、アルゼンチンアリだけではなく、全県の協力体制を整えるためにも、ヒアリ等も書いておいた方がよい。

基本戦略Ⅱの4で国立公園など色々書いてあるが、一般の人に知ってもらうことが重要であるため、DXやWebを活用し、あらゆるところで発信する仕組みの充実も必要だと思う。

最後に、基本戦略Ⅲの1でライフステージに応じた環境学習とあるが、内容は子供向けばかりとなっている。子供世代に教育を進めるためには、現役世代の教育が一番必要である。大人が知らないままに外来種を広げてしまったり、外来魚を放流してしまったりなど、大きな経済損失が起こってしまうような問題があるのではないかと。

(竹尾委員)

基本戦略Ⅱの2「生態系を活かした防災・減災」について、武庫川でも、防災対策として、河床掘削や護岸工事などが進んでいるところである。また、今津港であれば灯台の移設など進んでいるが、地域では自然も残してほしいという声も多い。

土木関係者に聞くと、武庫川は魚道も整備しながら工事をしていると聞いているが、自然をいかに残していくかが課題であると思う。武庫川は子供たちもよく見ているところなので、子供たちへの教育のためにも、魚道など残しながら自然を大切にしながら工事を進めているということを環境部局ではどのように進めているのか。

(事務局)

自然環境を活かしながら河川の整備を進めていく施策は、まさに土木部局の取組みになってくるため、基本戦略Ⅱの2「生態系を活かした防災・減災」の項目に盛り込んでいきたいと考えている。

(三橋委員)

補足だが、武庫川の工事では、河川整備計画に基づいて工事実施している。この

段階で県の環境部局も含めた色んな部局から意見を集めて、全面魚道を作るという方針は決めている。また、今後、潮止堰の撤去を予定しており、今までは干潟の汽水域が狭かったが、工事後には今までの数倍以上の汽水域が形成され、川幅がかなり広がるため、カニなどが住める干潟のような場所もできあがっていく。一見すると大規模な改修工事をして自然を破壊しているように見えるが、トータルでは自然再生につながり、構造的な改善が望める。整備計画の中にしっかり生態系への配慮を盛り込むということが重要である。急に魚道が要るとか干潟を確保したいと要望してもできないため、政策ルールを理解が不可欠。そういう意味でも現役世代の教育が極めて重要である。工事の5年、10年前に整備計画に盛り込んでおかなければ、その後、工事は絶対にできない。

(谷口委員)

現役世代の中にシニア世代は入らないか。

(三橋委員)

これからは、シニアの方も現役世代というのが政策になってきており、入ると考える。企業の方が土日に勉強にこられたりするが、そのような取組みをもっと促進した方がよい。県のユース eco フォーラムなどで、既に多く参加されているかもしれないが、企業の方や役所の現役の人などにもっと参加してもらったらいと思う。環境に関してはどのセクションでも関係する。例えば、外来アリ問題なら経済物流にも関係し、山林資源なら、最近ではあらゆる産業資源となり、脱炭素、生物多様性、資源循環を通じて、あらゆるビジネスで登場するため、あらゆる世代で学習が必要である。

(谷口委員)

私はボランティアとして自然公園内で炭焼きや木の剪定などをやっているが、参加者は、仕事を退職されたシニアの方が中心となって取組んでもらっている。そういった人の取組みも戦略に盛り込んでもらえたらと思う。

(太田委員)

基本戦略Ⅰかどこかに、飼養動植物の適正な管理も盛り込んでもらいたい。例えば、飼っている豚が逃げて、野生のイノシシと交雑して、淡路島では非常に繁殖力の強いイノブタができあがってしまうなど、甚大な被害をもたらしている。

また、猫についても同様に、猫は放し飼いにすることが日本の文化のようになっているが、場所によってはネコが頂点捕食者になり、生態系を変容させる原動力になっている。ネコを放し飼いにしていると外で繁殖してしまい、鳥の繁殖力成功率も落ち、小型の哺乳類も減ってしまうという問題が起こる。生物多様性戦略の脈絡からは本来語られるべきことであり、ネコはどこの国でも上位の侵略的外来種とされているため、そういった内容も盛り込んだ方がよいと思う。

(事務局)

どう盛り込むかは、事務局で検討させていただく。

(與語委員)

ネコは多頭飼育崩壊の問題も多いと思うので、分野としては環境部局なのか福祉部局なのかといった話はあるが、問題として取組まなければならないことだと思う。

(高橋部会長)

それでは他にご意見がないようなので、これで議事を終了し、事務局に進行をお返しする。

閉会（午後 3時 00 分）